定　款

特定非営利活動法人
くらし支援センターでんでん虫

特定非営利活動法人「くらし支援センターでんでん虫」

定　款

第１章　　総　　則

（名　称）

第１条　　この法人は、特定非営利活動法人くらし支援センターでんでん虫という。

（事務所）

第２条　　この法人は、主たる事務所を東京都東久留米市に置く。

（目　的）

第３条　　この法人は、高齢者及び障害を持つ人々が地域で自立して生活していける社会の実現を図るため、ヘルパーとしての技術向上とモラルの確立をふまえながら、高齢者及び障害を持つ人々の自立支援や高齢者及び障害を持つ人々のくらしやすい町づくりを推進する政策提言、活動などに関する事業を行い、もって地域社会の利益の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）保険、医療又は福祉の増進を図る活動。

（事業の種類）

第５条　　この法人は、第３条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（１）訪問介護事業
（２）居宅介護支援事業
（３）介護予防事業
（４）介護保険法に基づく第１号事業
（５）小規模多機能サービス事業
（６）障害者自立支援事業
（７）高齢者の自立支援事業
（８）通所介護事業
（９）講演会等の企画運営事業
(10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第２章　　会　　員

（種　別）

第６条　　この法人は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」とい

う。）上の社員とする。

（1）正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（2）賛助会員　この法人の目的に賛同して側面的に支援する個人及び団体

（正会員の入会）

第7条　正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3　理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人及び団体にその旨を通知しなければならない。

（賛助会員の入会）

第8条　賛助会員は、入会の条件は特に定めない。

2　賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4　理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人及び団体にその旨を通知しなければならない。

（正会員の入会金及び会費）

第9条　正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（賛助会員の入会金）

第10条　賛助会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

（正会員の資格の喪失）

第11条　正会員が次ぎの各号の何れかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（1）脱会届の提出をしたとき。

（2）本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。

（3）継続して2年以上会費を滞納したとき。

（賛助会員の資格の喪失）

第12条　賛助会員が次の何れかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（1）脱会届けの提出をしたとき。

（2）本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は賛助会員である団体が消滅したとき。

（正会員の脱会）

第13条　正会員は、理事長が別に定める脱会届けを理事長に提出して、任意に脱会することができる。

（賛助会員の脱会）

第14条　　賛助会員は、理事長が別に定める脱会届を理事長に提出して、任意に脱会することができる。

（除　名）

第15条　　会員が次の各号の何れかに該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。

（1）この定款等に違反したとき。

（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章　役　　員

（種別及び定数）

第16条　　この法人に、次の役員をおく。

（1）理事5名以上10名まで

（2）監事2名

2　理事のうち1人を理事長とし、副理事長をおくことができる。

（選任等）

第17条　　理事及び監事は、総会において選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職　務）

第18条　　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代行する。副理事長が空席の場合は、理事の互選により選出された者がその職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

（1）理事の業務執行の状況を監査すること。

（2）この法人の財産の状況を監査すること。

（3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合に、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（4）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

（5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第19条　役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第20条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）

第21条　役員が次の各号の何れかに該当する場合には、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、これを解任することができる。

（1）職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第22条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別にさだめる。

第4章　会　　議

（種　別）

第23条　この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第24条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の機能）

第25条　総会は、以下の事項について議決する。

（1）定款の変更

（2）解散及び合併

（3）事業計画及び予算並びにその変更

（4）事業報告及び決算

（5）役員の選任又は解任、職務及び報酬

（6）入会金及び会費の額

（7）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条におい

て同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（８）事務局の組織及び運営

（９）解散した場合の残余財産の処分

（10）その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第26条　通常総会は、毎年１回、新事業年度開始以後三ヶ月以内に開催する。

２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。

（２）正会員総数の五分の１以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。

（３）監事が第18条第４項第４号の規定に基づいて召集するとき。

（総会の招集）

第27条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が召集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を召集しなければならない。

３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第28条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第29条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第30条　総会における議決事項は、第27条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第31条　各正会員の表決権は平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条の規定の適用については出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事に加わることができない。

（総会の議事録）

第32条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

3　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（2）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

（3）総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

（4）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第33条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の機能）

第34条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

（1）総会に付議すべき事項

（2）総会の議決した事項の執行に関する事項

（3）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第35条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

（1）理事長が必要と認めたとき

（2）理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき

（理事会の招集）

第36条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２号の場合にはその日から７日以内に理事を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも３日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第37条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第38条　理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第39条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第40条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章　資　　産

（構　成）

第41条　この法人は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（1）設立当初の財産目録に記載された資産

（2）入会金及び会費

（3）寄付金品

（4）財産から生じる収益

（5）事業に伴う収益

（6）その他の収益

（区　分）

第42条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（管　理）

第43条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、議会の議決を経て、理事長が別に

定める。

第6章　会　　計

（会計の原則）

第44条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第45条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第46条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第47条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第48条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき場合は、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算追加及び更正）

第49条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第50条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　前項の議決を経た事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内に本会の所轄庁に提出しなければならない。

3　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第51条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第52条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解　散）

第53条　この法人は、次に揚げる事由により解散する。

（1）総会の決議

（2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（3）正会員の欠乏

（4）合併

（5）破産手続き開始の決定

（6）所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（精算人の選任）

第54条　この法人が解散したときは、理事が精算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

（残余財産の帰属）

第55条　この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の2分の1以上をもって議決された社会福祉事業法第22条に規定する社会福祉法人に譲渡するものとする。

（合　併）

第56条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章　公告の方法

（公告の方法）

第57条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章　事　務　局

（事務局の設置）

第58条　この法人に、この法人の事務を処理するために、事務局を設置することができる。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことが出来る。

（職員の任免）

第59条　　事務局長及び職員の任免は、理事会の議決を経て理事長が行う。

（組織及び運営）

第60条　　事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10条　　雑　　則

（細　則）

第61条　　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

（付　則）

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3　この法人の設立当初の役員の任期は、第19条第1項の規定にかかわらずこの法人の成立の日から平成13年3月31日までとする。
4　この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成12年3月31日までとする。
5　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6　この法人の設立当初の正会員の入会金及び会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
　（1）入会金　　２０００円
　（2）年会費　　３０００円

(別表)

設立当初の役員名簿

役職名	氏名
理事長	平尾　達夫
副理事長	長畑　冠子
同	平尾　ななお
理事	内海　静江
同	白戸　ゆみ子
同	高野　倫代
同	立川　寿子
同	中野　ユミ子
同	茂越　国範
同	山谷　啓子
監事	青代　勝代
同	稲葉　典子